

## 抗ウイルス加工した素材を使用したマスクの表記について

2020 年 10 月 23 日

(一社)日本衛生材料工業連合会

全国マスク工業会

全国マスク工業会会員の皆様には、かねてよりマスクについての抗ウイルス表記・標ぼうには注意喚起し対応頂いていたところですが、お問い合わせが多いため昨今の市場環境に鑑み、抗ウイルス加工素材を使用したマスクの標ぼうについて改めてお知らせいたします。

全国マスク工業会ならびに（一社）日本衛生材料工業連合会では、下記のように方向性を定めております。

なお、抗ウイルス加工の不織布、布等を自主基準に記載のように口元・顔の肌面に触れる場所以外に使用することは差し支えありません。

表記について、下記の方針としておりますのでご案内します。

マスクに抗ウイルス関連の効果効能の標ぼうには、下記の注意が必要です。

- ・マスクに求められるのは呼吸ごとの瞬時の効果が前提です。  
例えば、30 分経過後の評価による機能、効果などは不可です。
- ・その作用は、化学的、薬理的な作用によるものでないこと、物理的なものに限られます。(マスクは化学的・薬理作用で機能は標ぼうできません)
- ・具体的なウイルス名、細菌名に言及することはできません。ウイルス飛沫と記載するのも不可です。
- ・また抗ウイルスに関係しませんが、化粧品類に該当する表現をするのも不可です。

例えば、肌に潤い、しみになりにくい、などがあげられます。

※これらは、厚生労働省による薬機法、消費者庁による景表法、不競法下での見解などによるものです。

**【重要】**なお VFE(ウイルス飛沫捕集試験) に関する表示はまったく影響を受けるものではありません。VFE によるウイルス飛沫に関するフィルタ部の捕集効果については、抗ウイルス加工とは全く異なるものですので従来通りの運用です。

## 【抗ウイルス繊維使用、抗ウイルス不織布使用等の標ぼう(表示記載)に関する注意】

全国マスク工業会では、抗ウイルス加工素材を使用していることが抗ウイルス効果を表していると誤解されないようにするため、以下の条件による表示としています。

「(一社)日本衛生材料工業連合会自主基準による表示」をする場合は必須、それ以外の表示方法をされる場合でも、誤認の防止の為、参考にしてください。

(1) 下記の書き方、文字級数に限り、パッケージの裏面(箱の場合は底面も可)に表示ができます。

- ①文字級数は、10ポイント以下とします。
- ②抗ウイルス加工の表示の際は、下記条件に従った記載とします。
  - ・「抗ウイルス加工繊維使用」とだけ目立たないように書くことに限ります。
  - ・「抗ウイルス加工不織布使用」とだけ目立たないように書くことに限ります。
  - ・「抗ウイルス加工布使用」とだけ目立たないように書くことに限ります。

(2) 裏面枠内表示は下記とします。

●裏面の枠内品質表示における必須記載事項:

- ・抗ウイルス加工部位を 1行 として作成、挿入し、記載する。  
(抗菌加工部位の記載がある場合は別に1行設ける)

(3) さらに、誤解を避けるため下記の注意書きの表示を必須とします。

- 表示位置は、抗ウイルス加工を記載した近接位置とし、
- ・使用中のマスクに抗ウイルス効果があるものではありません。
- ・マスク全体に抗ウイルス効果があるものではありません。

(4) 抗ウイルス加工についての効果効能は、書かない。

### 【参考】「各種認証マークの表示をもって機能・効果を想起させる場合」

マスクでは抗ウイルスの表記ができないとしていることから、各種認証マークの表示を工夫することによって機能・効果を表現する、イメージ想起させることがあります。強くその意図が表れているような表示については、全国マスク工業会 会員マークは、表示できないこととしております。  
なおその場合でも裏面の記載として必要な枠内品質表示(2)は、記載し、注意事項として(3)は、表示することとしております。

以上